



Title	南太平洋非核地帯条約形成過程におけるオーストラリアの核軍縮外交政策
Author(s)	佐藤, 江鈴子
Citation	国際公共政策研究. 2005, 9(2), p. 241-258
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4159
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

南太平洋非核地帯条約形成過程における オーストラリアの核軍縮外交政策

Australian Nuclear Disarmament Diplomacy and the Formation of the South Pacific Nuclear Free Zone Treaty

佐藤江鈴子*

Eriko SATO*

Abstract

Australia played an important role in the completion of the South Pacific Nuclear Free Zone Treaty in 1985. This article attempts to examine how Australia approached about nuclear disarmament. First, Australian foreign policy and nuclear disarmament policy will be looked at. Second, the process of the treaty negotiations will be looked at. Finally, the features of Australian diplomacy in the treaty negotiations will be clarified, and examined from the perspective of the issue of nuclear disarmament.

キーワード：オーストラリア、南太平洋非核地帯条約、核軍縮、地域の利益

Keywords：Australia, South Pacific Nuclear Free Zone Treaty,
nuclear disarmament, regional interests

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

地球上で住民が居住する地域に、ラテンアメリカ非核兵器地帯が創設されて以来、2番目の非核地帯が1985年南太平洋に誕生した。この非核地帯創設のイニシアチブを取ったのはオーストラリア（以下豪州）であった。豪州は、1951年に米国及びニュージーランドと安全保障条約、いわゆるアンザス条約を締結していることで、米国の核の拡大抑止を享受している。では何故、その対米関係に影響を与えると思われる南太平洋非核地帯条約（South Pacific Nuclear Free Zone Treaty、以下SPNFZ条約）の成立に向けて積極的に関与したのだろうか。また、何故豪州のイニシアチブは最終的に条約妥結という成果に至ったのだろうか。本稿では、このような問題意識に基づき、豪州の条約交渉における役割を明らかにすることで、当時の豪州政府が核軍縮にどのようにアプローチしていたのかを考察する。

SPNFZについては、様々な角度からの先行研究が存在する。一般的に非核兵器地帯研究の一つとして捉える研究¹⁾、国際法の視座からの研究²⁾、南太平洋における核実験の文脈からこの条約を捉えた研究³⁾、また、条約交渉過程に焦点を当てた研究としては、豪州からの視点を基軸とした包括的な研究⁴⁾、南太平洋島嶼国からの視点を基軸とした研究⁵⁾等がある。本稿の意義は、これら先行研究が詳細に検討しなかった条約交渉過程における豪州の行動を争点ごとに分析し、さらに同国の核軍縮政策の中で新たに捉え直した点にある。

本稿では、まずSPNFZ条約形成時のホーク労働党政権の核軍縮への姿勢を概観する。次いで、豪州がSPNFZ構想を南太平洋フォーラム（South Pacific Forum、以下SPF）に提起するに至った経緯を含めて、条約形成過程における豪州の行動を概観することで、豪州のイニシアチブが条約妥結に至った要因を分析し、最後に核軍縮の観点から同国の行動を考察する。

1) 例えば、Pericles Gasparini Alves and Daiana Belinda Clpollone, eds., *Nuclear-Weapon-Free-Zones in the 21st Century*, Geneva: United Nations Institute for Disarmament Research, 1997.

2) 例えば、黒沢満「南太平洋非核地帯条約の法構造」『法政理論』第18巻第4号、1986年；C. Beeby and N. Fyfe, "The South Pacific Nuclear Free Zone Treaty," *Law Review*, vol.17, no.1, 1987.

3) 例えば、S・ファース著、河合伸訳『核の海—南太平洋非核地帯をめざして—』岩波書店、1990年、ロニー・アレキサンダー『大きな夢と小さな島々』国際書院、1992年。

4) 例えば、Michael Hamel-Green, *The South Pacific Nuclear Free Zone Treaty: A Critical Assessment*, Canberra: Peace Research Centre, Australian National University (以下ANU), 1990; Greg Fry, "Regional Arms Control in the South Pacific," in Desmond Ball and Andrew Mack, eds., *The Future of Arms Control*, Sydney: ANU Press, 1987.

5) 例えば、小柏葉子「南太平洋フォーラム諸国の地域協力—南太平洋非核地帯条約成立をめぐる—」『国際法外交雑誌』第82巻第5号、1990年。

1. ホーク労働党政権と核軍縮

1.1 ホーク労働党政権における外交方針

ホーク労働党政権は、1983年3月に誕生し、1991年12月まで続いた。以下では、特にSPNFZ条約形成過程期にあたる第1期及び第2期ホーク政権（1983—1987）の外交方針について概観する⁶⁾。

ホーク政権が外交における最優先目的と見なしていた事項として以下の2点が挙げられる。

第1は、国益の保護及び促進である。国益の内容として具体的に言及されていたのは、豪州の安全保障及び国民の社会的経済的福利の促進である。第2は、より良い世界秩序の探求において、中級国として明確かつ自立的な役割を追求することである。

こうした豪州の目的を追求するアプローチの特徴として、次の3点を強調している。第1は、客観的かつ実地的な豪州の国益判断に基づいた自立的なアプローチを取ることである。第2は、豪州が持つ能力の制約や影響力の限界を認識した上で、外交を行うことである。第3は、豪州は米国の同盟国であるために、当然のことながら非同盟国ではなく、そうなることもできないために、思考や行動において中立ではないということを認識したアプローチを取らざるをえないということである。

つまり、ホーク政権の外交方針は、豪州の国益判断に基づいて自立的な外交政策を行うことを目的としつつも、自国の国力の限界や対外関係によって受ける制約を認識して実施することであるとまとめることができる。

1.2 軍備管理・軍縮に対する姿勢

以下では、ホーク政権における軍備管理・軍縮問題に対する姿勢を概観する。ホーク政権は、初の常駐軍縮大使を任命するなど、軍縮問題について前向きな姿勢を示している。そこで当政権の軍縮に対する方針を明確に示していると思われる、1983年11月22日に閣議決定された軍備管理・軍縮に関する政府の政策枠組みを取り上げる⁷⁾。

この枠組みの中では、8項目が指摘されている。それらを順に列挙すると以下の通りとなる。①核軍備競争の中止及び逆行させる措置の促進、②国際的な核不拡散条約（以下NPT）の支持、③包括的かつ検証可能な核実験禁止の促進、④南太平洋における非核地帯構想の発

6) ホーク政権の外交方針については、特に註を付さない限り以下の資料を参考としている。Australia, Department of Foreign Affairs, *Australian Foreign Affairs Record*(以下AFAR), June 1983, pp.267-273; W.G.Hayden, "Australia's Foreign Policy: Ministerial Statement," 26 November, 1985, http://parlinfo.aph.gov.au/PIWeb/view_document.aspx?id=458282&table=HANSARDR (2004年2月15日ダウンロード、以下ダウンロードの日付は括弧内に示す)。

7) R.J.L. Hawke, "Arms Control and Disarmament: Ministerial Statement," 6 June, 1984, http://parlinfo.aph.gov.au/PIWeb/view_document.aspx?id=125454&table=HANSARDR (2004年2月15日)。

展、⑤化学兵器禁止条約締結の支援、⑥均衡的かつ検証可能な軍備管理条約の交渉過程及び締結を支援、⑦可能な場面で軍備管理・軍縮措置の追求に際し、積極的な役割を果たすこと、⑧インド洋平和地帯の問題に関する国際会議開催に賛同する用意を確認する。これら8項目をまとめると、米ソ核軍備競争の緊張低減、国際条約及び地域的な枠組みによる軍縮の促進ということになるだろう。

次に、上記の目標達成のために次の3点を原則として置いていた⁸⁾。それらは、①最低限の軍備レベルによって全ての国家の安全を保障すること、②核の均衡の安定、③軍縮条約の適切な検証である。特に、ホーク政権は、核軍備削減を最優先とし、そのための重要なステップとして、NPT維持と核実験の完全な停止を追求した。同政権は、NPTを核兵器拡散防止に向けた他のあらゆる国際条約の基礎と位置づけ、NPT堅持を重視した。また、不拡散のために、核兵器の原材料となるウランの生産及び輸出国の責任として、輸入国に保障措置の適用を義務づけた⁹⁾。その他に、より効果的な監視・検証施設の開発に尽力した。核実験停止に関しては、包括的核実験禁止条約（以下CTBT）交渉を要請する国連総会決議案を継続して提出している。

このように、ホーク政権は核軍備削減を重視するが、そのような軍備管理交渉の前提条件として、適切かつ効果的な検証と、超大国間の効果的かつ安定的な抑止の維持を指摘する。豪州は自国内の米豪共同施設の存在も関係し、検証や安定的な抑止に対して貢献できると考えている。故に、当政権は歴代政権以上に核軍縮問題に優先順位をおいているが、国家安全保障に関する利益意識が根幹にあることで、核軍縮の追求においては現実主義的で均衡のとれた措置の必要性を強調するのである。

1.3 核軍縮外交政策における視点

上述したホーク政権の軍備管理・軍縮に関する姿勢から、特に核問題に関するものを取り上げると、大別して2つの指向性を見出すことが可能である。それは、対米関係維持とNPT体制維持と強化の視点である。

まず、対米関係維持の視点についてであるが、豪州は、米国との同盟関係維持を、自国の安全保障と直結する問題として認識している。そのことは、当然ながら、米国の拡大抑止との関係もあり、核軍縮に関してもその姿勢が貫かれている。核軍備削減を優先課題としながらも、急激な核廃絶ではなく、米ソ間の相互核抑止関係が安定的に維持されることを軍備管

8) R.J.L. Hawke, "Australia's International Relations: Ministerial Statement," 8 December, 1983, http://parlinfo.aph.gov.au/PIWeb/view_document.aspx?id=166278&table=HANSARD (2004年2月15日)。

9) 豪州のウラン政策及び不拡散政策についてはRichard Leaver, " 'Middle power niche diplomacy' and nuclear non-proliferation: the failure in success," in Richard Leaver and Dave Cox ed., *Middling, Meddling, Muddling: Issues in Australian Foreign Policy*, Sydney: Allen & Unwin, 1997を参照。

理交渉の前提条件にしていることから明らかである。つまり、豪州は、対米関係の良好な維持と米ソの相互核抑止の安定的な維持が国家安全保障と直結する問題であるとの認識によって、米国の核戦略を大幅に変更するような核軍縮を推進するのではなく、米ソの戦略的安定の維持を前提においた、核軍備競争の中止、さらには核軍備削減を追求しているとまとめることができる。

次に、NPT体制維持と強化の視点について検討する。豪州は、核兵器国の核戦略に影響力を与える国であると言い難い。そこで、豪州が核軍縮にどのように関与していくかを考えた場合、NPT体制への関与が重要となってくる。豪州は、NPTを既存の唯一最も効果的な軍備管理条約と見なしている。そこで、NPTを基軸とした核軍縮への豪州のアプローチを考察する際、2つの側面があることを指摘できる。それは、国際的な取り組みと、地域的な取り組みの2つである。第1に、国際的な取り組みとしては、NPTの全面的な支持だけでなく、包括的な核実験禁止の促進や、化学兵器禁止条約締結の促進が挙げられる。第2に、地域的な取り組みとしては、南太平洋非核地帯化やインド洋平和地帯化への取り組みが挙げられる。これらの取り組みを見ると、NPT体制強化の為に、国際的なものだけでなく、地域的な取り組みを活用しようとする傾向を指摘することができる。

以上、豪州の核軍縮外交政策において、2つの視点が存在することを指摘したが、さらにそれらの視点には、現状維持の指向性と現状改革の指向性が共存していることも指摘できる。対米関係維持の視点の中には、米核戦略を傷付けないようにしようとする現状維持的な側面と、核戦争勃発の見込みの最小化のために核軍備競争の中止や核軍備削減を目標とする現状改革の側面がある。また、NPT体制を堅持するだけでなく、その継続のためにも一層の強化を国際的・地域的に実施しようとする現状改革の側面も見出すことができる。

以下では、ホーク政権期に核軍縮分野において最も顕著な成果の1つとして挙げることができるSPNFZ条約形成過程を上記の2つの視点から検討することによって、当該政権が核軍縮にどのようにアプローチしていたのかをより詳しく考察する。

2. 南太平洋非核地帯条約形成過程

2.1 南太平洋非核地帯構想

2.1.1 構想の歴史的展開

1963年に部分的核実験禁止条約（以下PTBT）が成立するまで、米国は1946年からマーシャル諸島のビキニ環礁、エニウェタック環礁、クリスマス島、ジョンストン島で、英国は1952年から豪州国内のモンテベロ島、南オーストラリアのエミュー・フィールド及びマラリング、クリスマス島において核実験を実施した。フランスは、1966年から仏領ポリネシアのマル

ロア環礁及びファンガタウファ環礁で大気圏内核実験を開始した¹⁰⁾。1973年5月9日、豪州とニュージーランドは、フランスの大気圏内核実験の実施について国際司法裁判所にそれぞれ提訴したが、フランスが核実験を大気圏内から地下へ変更することによってこの紛争は消滅した¹¹⁾。

その後、1974年に、ニュージーランドで労働党政権が誕生し、翌年ローリング首相は、南太平洋の非核化構想を提唱した。同国は、当時労働党政権であった豪州に、同構想を国連総会に提起するにあたり、共同提案国となることを求めたが、ウィットラム政権はこれを拒否した。その後、ニュージーランドは1975年7月のSPF会議で同構想を提案し、豪州を含めた全SPF加盟国の支持を得た。その年の国連総会では、ニュージーランドとフィジーが共同で当該構想を提案し、決議された。豪州は賛成票を投じ、反対票は無かったものの、米英仏ソは棄権した¹²⁾。同年11月に豪州とニュージーランドでそれぞれ、保守系政権が誕生し、両政権ともSPNFZの対米関係への影響を懸念し、これを促進しなかった。1976年のSPFコミュニケでは言及されたものの、その後1983年のSPF会議まで当該問題は実質的に棚上げされた¹³⁾。

2.1.2 ホーク政権のイニシアチブ

1983年3月に、豪州でホーク政権が誕生し、8月のSPF会議で豪州として初めて南太平洋の非核化を提起した。労働党は、1979年の党大会でSPNFZ構想を党綱領としてすでに採択していたが、ホーク政権による非核地帯化へのイニシアチブは、労働党政権の誕生自体によってのみ説明されるものではないと考えるのが妥当である。

ホーク政権のイニシアチブを理解するために、まず当時の国際環境、特に西欧における反核運動の盛り上がり、南太平洋における仏核実験再開の影響について言及する必要がある。これらの要素は、以下で述べる非核地帯促進要因を一層活発化させる重要な契機となったと容易に考えられる。1979年12月の北大西洋条約機構（以下NATO）理事会において、1983年末までにSS-20などソ連の戦域核ミサイルの規制に関して効果的な措置が取られなければ、パーシングII及び巡航ミサイルを西欧に配備するという決定、いわゆるNATOの二重決定がなされた。これによって、核抑止が強化されたが、西欧では核戦争の恐怖が増幅され大規模な反核運動が展開された¹⁴⁾。

フランスは、1975年からファンガタウファ環礁で地下核実験を開始し、1976年からは毎

10) 米英仏の南太平洋における核実験については、ファース、前掲書を参照。

11) 裁判内容に関しては、*I.C.J. Reports 1974*, pp.253-455, 457-528, 530-533, 535-538を参照。

12) 米国は、国連総会では棄権したが、実際は非核地帯に反対であり、その意図を2国間及びアンザスのルートを通じて伝えた。Paul F. Power, "The South Pacific Nuclear-Weapon-Free Zone," *Pacific Affairs*, vol.59, Fall 1986, p.462.

13) 1983年の豪州によるSPNFZ提起までの間の島嶼国の動きなどに関しては、小柏、前掲論文、19-21頁参照。

14) INF問題については、小川伸一「『核』軍備管理・軍縮のゆくえ」芦書房、1996年、113-132頁；David Holloway, "Nuclear Weapons in Europe," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.39 no.4, 1983を参照。

年ムルロア環礁で実施していた。ホーク政権就任直後の1983年4月にも核実験を実施していた。豪州国内外で核実験に対する非難の声が高まり、ホーク政権も核実験に対する抗議を表明している¹⁵⁾。南太平洋の指導者や住民は、仏核実験を「継続する植民地主義の一形態」と認識し、強く反対していた¹⁶⁾。

まず、ホーク政権のイニシアチブに影響を与えたと思われる豪州国内外に存在していた非核地帯促進要因を検討する。国内における促進要因として、反核世論と労働党内、特に左派からの反核への圧力が挙げられる。1980年代前半、豪州では大規模な反核運動が出現した¹⁷⁾。その背景には、欧州での中距離核戦力（以下INF）問題に関連して、米ソ核軍備競争による核戦争へのエスカレーションへの恐怖、国内の米豪共同施設の存在により豪州自体がソ連の核のターゲットになるのではとの不安感の再燃等があった。運動は比較的組織化され、従来政治問題に関与してこなかった一般の地域住民も参加した。また、労働党左派からも反核政策を取ることに強い要求が出されていた¹⁸⁾。

国外では、南太平洋島嶼国による地域非核化への動きが指摘できる。例えば、バヌアツ、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島等は積極的にSPNFZ構想を推進することを支持し、パラオでは、1980年に非核憲法が採択された¹⁹⁾。

しかしながら、これら促進要因とは別にそれらの制約要因も存在していたことに留意すべきである。後述するように、こうした制約要因の存在は豪州のSPNFZイニシアチブが実を結ぶための重要な要素であったと思われるからである。豪州国内の反核世論は1980年代前半に一層高まったが、国民の多数は米国との同盟関係維持を支持していた²⁰⁾。また、労働党

15) 例えば、Australia, Department of Foreign Affairs, "French Nuclear Testing," *Backgrounder*, 6 April 1983, p. II; Australia, Department of Foreign Affairs, "French Nuclear Tests," *Backgrounder*, 27 April 1983, p. I.

16) Stewart Firth, *Australia in International Politics—an introduction to Australian foreign policy*, Sydney: Allen & Unwin, 1999, p.126.

17) 豪州国内の反核運動の動きについては、Joseph A. Camilleri, *ANZUS, Australia's Predicament in the Nuclear Age*, Melbourne: Macmillan, 1987, pp.102-105を参照。

18) 例えば、左派からは米豪共同施設の閉鎖や豪州及び南太平洋への核搭載艦船寄港禁止等の要求が出されていた。

19) パラオ憲法第13条第6項は、「戦争を目的とする核・化学・ガスあるいは生物兵器と原子力施設、そこから生じる廃棄物などの有毒物質は、国民投票で4分の3以上の承認がない場合にはパラオ領内で使用、実験、貯蔵、廃棄を認めない」と規定している。甲山員司「ミクロネシアと国連信託統治制度」、畑博行（編集代表）『南太平洋諸国の法と社会』有信堂高文社、1992年、所収、169頁。また、1979年に施行されたミクロネシア連邦憲法でも、「放射性物質、有毒化学物質の、ミクロネシア連邦領域内における、政府の承認なしの、実験、貯蔵、使用、処理を禁ずる規定」が含まれており、矢崎は、「この規定は、パラオ共和国憲法の非核条項と同様に、ミクロネシアが非核地帯となることを願う同じ精神に根ざすものである」と指摘する。矢崎幸生『ミクロネシア信託統治の研究』御茶の水書房、1999年、274頁。

20) 例えば、米国広報文化交流庁（United States Information Agency, USIA）の調査によると、アンザス下での米国との同盟継続とアンザスからの脱退ではどちらが豪州国民にとってより良いかとの質問に対して、豪州では同盟継続を支持する割合が1982年から1988年まで常に7割を越えている（但し、1983年、1987年のデータは記載されていない）。Richard Baker, ed., *Australia, New Zealand, and the United States: Internal Change and Alliance Relations in the ANZUS states*, New York: Praeger Publishers, 1991, p.146, Table 7.10; また、別の世論調査でも、豪州がアンザス条約から脱退することに賛成か否かとの質問に、7割以上が脱退に反対している（1984年、1985年の調査）。Andrew Mack, "Denuclearisation in Australia and New Zealand: Issues and Prospects," *Australian Outlook*, vol.43 no.3, 1989, p.47.

内の左派は、強力な反核支持派であったが、政権自体は外交政策について前政権との継続性を強調しており、外交政策における急進的な変更を希望してはいなかった²¹⁾。また、南太平洋諸国も非核化を提唱しつつも、「最終的な防護壁 (ultimate protection)」としてのアンザス同盟の存在を支持していた²²⁾。その他、当然ながら、地域の非核化に対する米国の懸念や反対を指摘しておく必要がある²³⁾。

このように、ホーク政権を取り巻く状況は、非核地帯促進の機運とそれらに制約を与える動きがあった。しかし、1980年代前半に沸き起こった核戦争への恐怖の蔓延とホークの就任直後に再開された仏核実験によって、国外だけでなく、国内でも核問題に対して積極的な政府の行動を要求する向きが強くなった。よって、政府はアンザス同盟を維持しつつ、反核を強く押し進める政権であるとの姿勢を示すために、SPNFZ条約のイニシアチブを取ることになったと結論付けるのは無理がないだろう²⁴⁾。

2.2 南太平洋非核地帯条約交渉

2.2.1 全体的な経緯

1983年3月に、豪州に誕生したホーク労働党政権は、同年8月にキャンベラで開催されたSPF会議において、SPNFZ宣言草案を提出した。草案では、域内における核兵器の取得、実験、受領、貯蔵、配置、管理が禁止されていたが、国際法及びフォーラム加盟国の条約で義務として規定されている通航及び飛行の自由の原則や、外国船舶や航空機による寄港を含む同盟及び防衛上の要請に関して各国政府の主権的権利は認めるものであった²⁵⁾。

豪州の提案に対して、フィジーやトンガが支持を表明する一方で、バヌアツ、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島は、核搭載艦船の通過や寄港の問題等を挙げ、同案を批判した。豪州案への各国の反応は、様々であったが、豪州の非核地帯イニシアチブは賞賛を受け、提出された草案の一般原則についてSPF諸国間で広い同意を得ることができたことで、将来的に非核地帯の設置が可能であるとの見通しが示された会議であった²⁶⁾。しかし、豪州案が事前にフォーラム加盟国に提出されていなかったという手続きの問題や、豪州やニュージーランド

21) 例えば、AFAR, June 1983, p.268.

22) Greg Fry, *A Nuclear-Free Zone for the Southwest Pacific: Prospects and Significance*, Canberra: Strategic and Defence Studies Centre, ANU, Working Paper no.75, 1983, p.9.

23) 米国の対応については、Hamel-Green, *op.cit.*, Chapter 7; F.A. Mediansky, "Nuclear Free Security in the South-West Pacific," *Australian Outlook*, vol.39, no.2, 1985を参照。

24) ハイドン豪外相は、ホーク首相は当初、軍縮問題にあまり熱心ではなかったが、国内での反核運動の高まりや1984年の選挙における核軍縮党の台頭などの状況を背景として、突如軍縮問題で積極的にイニシアチブ (SPNFZの追求を含む) を取るようになったと述べている。Bill Hayden, *Hayden: An Autobiography*, Sydney: Harper Collins, 1996, pp.391-393.

25) Forum communiqué, Fourteenth South Pacific Forum (以下14th Forum communiqué), Canberra, Australia, 30 August 1983, <http://www.forumsec.org.fj/> (2004年3月14日)。

26) 14th Forum communiqué; *Pacific Islands Monthly* (以下PIM), 54(10), October, 1983, p.15.

のような加盟国はアンザス同盟における防衛上の複雑な問題について更なる検討が必要であるとされ、宣言採択は見送り、翌年のSPF会議においても継続して議論することとなった²⁷⁾。

1984年、ツバルにおいてSPF会議が開かれ、非核地帯構想に関して特に豪州が提出した設立の際に基本となる諸原則について議論が交わされた²⁸⁾。SPFは、国際的な軍縮交渉に進展が無い中で、当該地域における非核地帯イニシアチブの重要性に注目し、これが国際的な軍縮・軍備管理協議のモーメンタム維持に貢献すること、また南太平洋における仏核実験への地域の強い反対など核関連諸問題を検討の後、豪州によって提出された諸原則に従って、できるだけ早期に非核地帯を創設することに合意した²⁹⁾。

その諸原則とは、南太平洋諸国は、①自由に平和かつ自立的に生き、②環境汚染の脅威無く社会的経済的発展を享受し、③既存の国際条約、国際機関、及び地域的取極（国連憲章、NPT、海洋法等）を認め、④南太平洋における核爆発装置の使用、実験、配置を禁じ、⑤自らによる核爆発装置の開発、製造、受領、取得、実験を禁じ、⑥その原子力活動を国際条約や地域的取極に従って実施し、⑦安全保障取極や外国船舶や航空機の寄港等の問題については各国が自ら決定する絶対的な主権の権利を有し、さらに、⑧フォーラム加盟国の条約上の義務と、通航及び上空飛行の自由に関する重要性について確認するものであった。

この決定に従い、1985年のSPF会議までに条約草案を作成するため豪州を議長国として全フォーラム加盟国が参加可能な作業部会が設置された。作業部会は、1984年11月から1985年6月まで5回開催され、フォーラム加盟国全14ヶ国のうち、トンガを除いた13ヶ国が参加した³⁰⁾。

2.2.2 個別的な争点

作業部会での条約草案作成は、豪州が提出した草案を基に協議が進められた。以下では、主要な争点のうち、特に議論が紛糾した問題を4点取り上げ、その交渉過程を考察する。

(1) 地理的適用範囲

条約が適用される地理的範囲に関して最も紛糾した問題は、北の境界線をどこに引くかであった。東と南の境界線は、それぞれラテンアメリカ非核兵器地帯、南極条約適用地域に隣接し、西の境界線は、東経115度と豪州領海の外側の限界に沿って引かれている³¹⁾。ニューカレドニアや仏領ポリネシアを含めることについては、豪州草案ですでに適用範囲として扱われており、作業部会でも仏の核実験場である仏領ポリネシアを含めることは仏に圧力を掛

27) *Fiji Times*, 31 August 1983, p.8.

28) Forum communiqué, Fifteenth South Pacific Forum (以下15th Forum communiqué), Funafuti, Tuvalu, 28 August 1984, <http://www.forumsec.org.fj/> (2004年3月14日).

29) *Ibid.*

30) フォーラム加盟国: 豪州、クック諸島、ミクロネシア連邦（オブザーバー）、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、西サモア。

31) これらの境界決定までの議論については、*AFAR*, September/October, 1987, pp.492-493を参照。

けるために重要であるとの観点から合意されていた³²⁾。

しかしながら、北の境界を決定するにあたり、豪州草案では含められていなかったミクロネシアの米国信託統治領（パラオ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦）を非核地帯に含めるか否かが問題となった。仏領は含まれるが、米国信託統治領を除外することについて、米仏に対して首尾一貫した態度をとるべきとの意見が出された³³⁾。例えば、パプア・ニューギニアは、米国信託統治領を全て含む南太平洋委員会（SPC）の境界を採用することを提案し³⁴⁾、ナウルは、ミクロネシア連邦への条約適用を求めた³⁵⁾。しかし、これらの要求は全て却下され、米国信託統治領は適用範囲に含まれないことになった。議長報告書によると、仏領における独立運動と異なり、米国信託統治領と米国との自由連合協定交渉では、特に「核問題³⁶⁾」が主要な要素となっている」ことがこの違いを生む原因として指摘されている³⁷⁾。SPFのオブザーバーであり、作業部会にも同様に参加していたミクロネシア連邦は、1984年の作業部会会議において自らも非核地帯に参加することを希望する旨の意見書（position paper）を提出した³⁸⁾。作業部会はこの提案を道義的には支持できるとしながらも³⁹⁾、上記の理由などからミクロネシア連邦がSPF正式加盟国になるまで非核地帯には含めないと決定した。

(2) 核爆発装置の配置防止

締約国領域内における核爆発装置の配置防止を条約に盛り込むことについては、各国代表者間にすでに合意が存在していたが⁴⁰⁾、「配置（stationing）」の定義において、核兵器国の核兵器搭載可能な船舶及び航空機の寄港と通過に関する問題で議論が紛糾した。

作業部会は、「配置」の定義にあたり、まず既存の国際条約等を参考にし「備え付け、設置」、「領域内の貯蔵、保管、取り付け及び配備」、「陸地又は内水における輸送」が含まれることに合意した。その際に、寄港及び通過の許可と配置防止の矛盾が指摘された⁴¹⁾。しかしながら、1984年のSPF会議での合意原則にあるように、寄港及び通過の決定は各国の主権

32) Levi Laka, *A Report on South Pacific Nuclear Free Zone Working Group's 4th Meeting* (以下4th Meeting), 1985, p.6.

33) *Report by the Chairman of the Working Group on a South Pacific Nuclear Free Zone to the South Pacific Forum, Rarotonga, 4-6 August 1985* (以下Chairman's Report), Suva, SPEC, 1985, para.19.

34) *Ibid.*

35) Laka, *4th Meeting*, p.8.

36) 米国との自由連合協定と核問題が殊更問題となったのは、パラオであった。パラオ憲法では、第2条第3項で防衛、安全保障、外交を含む政府の権限の大部分を、条約や協定等に委任できるとしながら、「ただし、戦争での使用を目的とする核兵器、化学毒物兵器、ガス兵器、生物兵器の使用、実験、貯蔵ないし処分を認めるいかなる協定も、そのために行われる国民投票の4分の3の承認を必要とする」とされていたからである。アレキサンダー、前掲書、164頁。自由連合協定とパラオ憲法の抵触問題については、矢崎、前掲書、240-250頁参照。

37) *Chairman's Report*, loc.cit.

38) *PIM*, 55(10), October, 1984, p.22; Laka, *4th Meeting*, pp.10-11, Appendix 13.2.

39) Laka, *Ibid.*, p.11.

40) *Chairman's Report*, para.33.

41) *AFAR*, September/October, 1987, p.495.

であり、条約上の規定によって影響されるべきではないと合意された⁴²⁾。議長はこの合意を「条約締約国又は他国による領域への配置と、域外国と集団的安全保障協定を継続する締約国の主権とを明確に区別する慎重な意図」を反映するものと述べている⁴³⁾。

配置の定義を巡る豪州の修正案に関する議論で、こうした認識はより顕著に現れている。豪州は、第1条の配置の定義に、もともと入れられていた「締約国領域内のいかなる核装置の存在 (presence)」という文言の削除を提案した⁴⁴⁾。「存在」という曖昧な語を使用することは、核兵器国による寄港や通過をも禁止することになりかねないからである。これに対し、ソロモン諸島は、核兵器国が領域内に核兵器をまさに「存在させる」法的口実を付与することになると反対し、パプア・ニューギニアもこれを支持し、通過は一時的な配置であるとの認識を示した⁴⁵⁾。しかし、豪州の主張通り文言は修正され、第5条第2項では、外国の船舶及び航空機による寄港や通過は、各締約国がその主権的権利の行使によって許可するか否かを決定する自由を有することが明記されている。SPNFZは公海を含んでいるため、域内の公海を通過する核搭載船舶の通航禁止を望む意見も出されたが、公海自由の原則や検証能力の欠如を理由に拒否された⁴⁶⁾。

配置の定義が時間的要素を含むべきかも議論された。例えば、寄港の際の滞在時間が問題とされ、特にバヌアツとパプア・ニューギニアが強く主張した。だが、この点に関しても、寄港は各国の主権的権利の範疇であるとされ条約には規定されなかった⁴⁷⁾。

(3) ミサイル実験禁止

トラテロコ条約だけでなく、豪州の草案の中でも言及されていなかった当該非核地域へのミサイル実験の禁止を条約に盛り込むかについて議論された。ソロモン諸島は、ミサイル実験を戦争準備と見なし、核弾頭の搭載か否かを問わずそのような実験を懸念し、禁止を織り込むことを求めた。ナウル、バヌアツ、パプア・ニューギニアも同様の懸念を表明した⁴⁸⁾。そこで、作業部会では主に次の様なアプローチが検討された。まずは、核兵器国に非核地域へのミサイル実験を行わないように要請するものである。だが、検証の困難さや、フォーラム加盟国は国際水域におけるミサイル実験を禁止する法的権限は有さないと理由から却下

42) *Chairman's Report*, para.34.

43) *AFAR*, September/October, 1987, p.495.

44) Laka, Levi, *A Report on South Pacific Nuclear Free Zone Working Group's 3rd Meeting* (以下3rd Meeting), 1985, pp.5-6. 豪州は、「存在」という語に関して、もう1ヶ所修正を提案している。それは、海底核兵器禁止条約の禁止規定が南太平洋にも適用される点に言及した条約前文に関するものである。海底における「核兵器の『存在』の禁止」という文言の「存在」の部分で「備え付け及び設置 (emplantation and emplacement)」に置き換えるというものである。ただ、この修正は単に海底核兵器禁止条約ですでに使用されている文言にそろえたものとも考えられるが、豪州が「存在」という語の使用に敏感になっていたことを指摘できる。

45) *Ibid.*

46) Power, *op.cit.*, pp.459-460.

47) *Chairman's Report*, para.36.

48) *Ibid.*, para.66.

された。次に、第1条第C項の核爆発装置の定義に運搬システムも含めることが検討された。しかし、これも問題点を孕んでいるために却下された。なぜならば、核弾頭を搭載可能な運搬システムであれば、通常弾頭も搭載可能であり、こうしたシステムはフォーラム諸国の中にも通常防衛戦力として所有する国があったためである⁴⁹⁾。

また、作業部会は、ミサイル実験禁止を条約に含めた場合の核兵器国の対応についても協議した。そのような規定は、国際法上の自国の権利を制限する試みと核兵器国が見なす可能性があり、核兵器国の議定書受諾を危うくすると認識された⁵⁰⁾。議論の末、結局ミサイル実験の禁止を条約に含めることは却下された。

(4) 放射性廃棄物投棄の防止

放射性廃棄物投棄の問題は、1984年のSPF会議で合意された原則では特に言及されておらず、豪州の草案においても前文で触れられてはいたが、単独条項としては入れられていなかった。しかし、日本による低レベル放射性廃棄物の太平洋投棄計画等が影響し⁵¹⁾、投棄問題については1984年のSPFコミュニケで継続的な反対が再確認されていた。また、すでにSPFではなく、南太平洋地域環境計画（以下SPREP）において、天然資源及び環境の保護に関する条約並びに投棄による汚染防止のための議定書を作成する交渉が開始されていた。

作業部会では、投棄問題をSPNPFZ条約でどのように位置づけるのかが重要な争点となった。その背景には、フォーラム加盟国自身による投棄防止だけでなく、潜在的投棄国（日本、米国、フランス等）の問題があったからである。作業部会では、投棄問題を主体的に扱う場の問題が浮上し、投棄問題をSPREPで作成中の条約に委ねるべきか否かを検討したが、SPREPに任せることでは合意できなかった。この点について、作業部会内の見解は主に2つに分裂していた。豪州、ニュージーランドなどの投棄問題についてはSPREPが主体的な場となることを希望する立場と、ソロモン諸島、バヌアツ、パプア・ニューギニアなどのように単独条項としてSPNPFZ条約に投棄問題の組み込みを希望する立場である。後者の立場には、投棄防止がSPNPFZ条約に入らないことは、条約に「抜け穴」を作ることであり⁵²⁾、また潜在的投棄国である米仏が参加するSPREPでの交渉では、条約が潜在的投棄国を厳格に規制しないものとなる可能性への危惧があった⁵³⁾。そこで、ソロモン諸島は、条約締約国に法的義務を付与するため、単独条項として各締約国の領域内における放射性廃棄物投棄防止と、SPNPFZ内での投棄の援助や奨励を禁じる内容の提案を行った⁵⁴⁾。これに対し豪州は、

49) AFAR, September/October, 1987, p.495.

50) *Chairman's Report*, para.66.

51) 日本の放射性廃棄物海洋投棄問題については、ジョン・ヴァン・ダイク「太平洋における放射性廃棄物質の投棄禁止」畑、前掲書、所収。

52) Laka, 4th Meeting, p.12.

53) AFAR, September/October, 1987, p.496.

54) Laka, 3th Meeting, p.7; 4th Meeting, p.12.

この条項をSPREPで提案されている条約及び議定書の早期締結支持を主旨としたものに修正するよう提案した。この豪州修正案をさらに修正する提案がナウルから提出された。その内容は、条約締約国がSPNFZ内外において放射性廃棄物投棄を行わないことと、投棄防止のためにSPREPを支持するものであった。

豪州とニュージーランドは、SPREPが投棄問題の主要な場となることを希望し、SPREPにおける条約及び議定書の早期締結の支持と、SPNFZ条約の条項がその条約と議定書によって保証されない場所での投棄防止を規定する条項を提案した⁵⁵⁾。しかし、この提案は支持を得られず、作業部会では条約における潜在的投棄国の投棄防止に関する明確な記載を巡ってさらに議論された。

パプア・ニューギニアは、締約国によるSPNFZ内の海洋における投棄禁止、各締約国の領域における海洋投棄の防止、いかなる者によるSPNFZ内での投棄の援助、奨励行動の禁止を提案した⁵⁶⁾。ニュージーランドは、この提案は潜在的投棄国に厳しすぎるものであり、彼らの行動を厳しく規制しようとすることは、条約への署名の機会を危険に晒すことであると批判し、代替案を提示した⁵⁷⁾。それは、条約締約国に、SPNFZ内の海洋における投棄禁止、SPNFZ内の海洋におけるいかなる者による投棄奨励行動の禁止、SPREPにおける条約並びに議定書の早期締結支持、SPREPにおける条約と議定書が効力を生じているSPNFZの海洋投棄禁止条項不適用を規定していた。パプア・ニューギニアは、SPREPにおける条約と議定書の早期締結支持を前文に移動させることを希望したが合意は得られず、ニュージーランド案に領海におけるいかなる者による投棄の防止を挿入することによって、結局妥協が図られ合意に至った⁵⁸⁾。

また、パプア・ニューギニアの主張によって、作業部会では潜在的投棄国による投棄禁止の誓約を明確にするため、第4の議定書を作成することも検討された。しかし、豪州や他の参加国から、SPREPでの条約交渉に悪影響を及ぼす可能性が危惧され、第4議定書の作成は見送られた⁵⁹⁾。

55) Laka, *4th Meeting*, p.13.

56) Levi Laka, *A Report on South Pacific Nuclear Free Zone Working Group's 5th Meeting* (以下5th Meeting), 1985, p.4.

57) *Ibid.*, p.5.

58) *Ibid.*, pp.5-6.

59) *AFAR*, September/October, 1987, p.496.

3. オーストラリア核軍縮外交政策の分析

3.1 交渉姿勢

3.1.1 交渉開始までの動き

豪州のSPNFZ条約形成過程における交渉姿勢分析を行う前に、豪州が提出した草案の特色を含めて、本格交渉開始までの豪州の動きについて検討する。それによって、交渉中における豪州の行動をよりよく理解できると考えるからである。

豪州案における主たる方向性は、ホーク首相の就任後初の米国訪問の折に行われた演説ですでに示されていた。ホーク首相は、南太平洋諸国と現在協議中の南西太平洋非核地帯について、その目的は「当該地域における核実験、核兵器貯蔵、核廃棄物投棄の防止」であるが、アンザス条約の重要性を考慮に入れ、「非核地帯構想は、地域における原子力推進及び核搭載船舶の通航又は空域通過を妨げることを意図したものではない」と明言した⁶⁰⁾。この方針に沿う豪州案は、寄港や通過を全面的に規制するものではなく、対米関係に配慮されたものであった⁶¹⁾。

もう1点、豪州案の特徴として既存の諸条約を参考にし、南太平洋地域に適合する形に変更を加えていった点が挙げられる⁶²⁾。なかでも特にトラテロルコ条約を参考にする利点は、非核兵器地帯のモデルという以外にも、核兵器国の義務を規定した付属議定書Ⅱを、核兵器国が批准しているという点にも見出される⁶³⁾。豪州提案は、確立された国際法規からの大幅な飛躍を避け、域内外でより広い理解を得る目的を有していたと言える。

対米関係と既存条約に配慮する豪州の姿勢は、豪外務省作成の非核地帯に関する資料と解説の中にも見える。これは、フォーラム加盟国に対して、豪外相が他地域の非核地帯概念に関する情報を提供するように要請した1983年のSPFコミュニケに基づいて作成された。冊子には、南極条約、海底核兵器禁止条約、トラテロルコ条約、非核兵器地帯創設に関する国連総会決議（南アジア、中東）、オーストラリア国立大学のフライ（Greg Fry）教授の非核地帯に関する論文⁶⁴⁾、国連軍縮委員会会議の特別報告書「非核兵器地帯の包括的研究」が含まれていた⁶⁵⁾。例えば、トラテロルコ条約に関する解説文の中で、地帯内における核爆発装置の輸送及び通過に関する議論が取り上げられ、準備委員会で非締約国の通過を許可するか否かは、各国の主権的判断によると規定されたことが紹介されている⁶⁶⁾。さらに、文末では

60) AFAR, June 1983, pp.271-272.

61) Hamel-Green, *op.cit.*, p.62.

62) *Ibid.*, p.85.

63) フランスは、地帯内に領域を有する国家の義務を定めた付属議定書Ⅰには1979年署名したが、1992年まで批准書の寄託を行わなかった。但し、付属議定書Ⅱについては1973年に署名し、翌年批准している。

64) Fry, *op.cit.*

65) Australia, Department of Foreign Affairs, *Background Materials on Nuclear Free Zones*, November 1983.

66) *Ibid.*, item4, p.2.

「ラテンアメリカ諸国は、条約交渉時に考慮しなければならないアンザス条約型の条約義務を有していなかった」と指摘している⁶⁷⁾。このことは、SPNFZにおいてはアンザス条約への配慮が必要であることを暗に示していると考えられる。

3.1.2 交渉における行動の特徴

前述したような対米関係に配慮し、既存の国際条約に依拠した非核地帯条約成立を目指していた豪州が実際の交渉過程で取った行動について、条約義務に関する個別争点の特性に注目して検討する。それらは次の6つの争点である。すなわち、①核実験禁止、②放射性廃棄物の海洋投棄防止、③核爆発装置の配置防止、④寄港・通過、⑤地理的範囲、⑥ミサイル実験禁止である。

当該交渉にあたったウォーカー (Ron Walker) 豪州代表団団長によると、事前に用意した豪州のウィッシュ・リストの上位を占めていたのは、核実験禁止と核爆発装置の配置防止であり、放射性廃棄物投棄防止については当初ほとんど考慮していなかった⁶⁸⁾。しかし、実際の交渉過程における豪州の行動を振り返ってみると、①から③の問題については、自ら推進若しくは島嶼国からの要求に譲歩する姿勢を取っている。その一方で、④から⑥の問題に対しては、条約に含めることに反対し、島嶼国からの要求に対しても全く譲歩しなかった。

まず、豪州の行動の差を生じさせたと考えられる諸問題の特性について検討する。①核実験禁止と②放射性廃棄物の海洋投棄防止の問題は、海洋環境に影響を及ぼすだけでなく、放射能汚染によって人体に被害をもたらす可能性を孕む問題として捉えられた。また、長年に渡る核実験の実施は、投棄問題に対する南太平洋地域の反対を一層加速させた⁶⁹⁾。核実験の問題は、非核地帯構想が立ち上がる契機であり、地域的な懸念の核心を成す問題である。③核爆発装置の配置禁止は、地域安全保障に影響する問題である。SPNFZ外となるグアム島の米国空軍基地には核兵器が貯蔵されているが、SPNFZ内においてはそうした状況はまだ生じてはいなかった。しかし、南太平洋地域の将来的な核兵器配備を防止するために、非核地帯条約によって違法化する行為は地域安全保障に資するものである⁷⁰⁾。④寄港・通過、⑤地理的範囲、⑥ミサイル実験禁止の問題は、アンザス同盟関係に影響を及ぼす問題である。

67) *Ibid.*, item4, p.3.

68) ウォーカー氏への筆者のインタビューによる (2004年9月18日)。同氏は、リストの内容がそのような理由を、以下のように豪州政府及び国民の関心の高さと脅威認識に依拠したものと説明した。核実験禁止と核爆発装置の配置防止は、国内で高い関心を集めていた問題であり、特に、核実験禁止は、超党派の支持が存在し、国民にとって最も高い懸念事項であった。また、核実験は南太平洋で既に実施され、継続して行われており、核爆発装置はSPF諸国にはまだ配置されていなかったが、キューバ危機など世界の他地域では実際に起こっていることであった。故に、これら2つの問題は明らかに脅威として認識されていた問題であった。その一方で、放射性廃棄物投棄問題は、他の諸問題と比して、国民の関心が低く、豪州政府も最優先に取り組むべき問題として認識していなかった。加えて、南太平洋ではまだ放射性廃棄物投棄が実施されておらず、その可能性に関する議論はあったが、豪州政府がSPNFZ条約の文脈で取り組むことを検討していた問題ではなかった。

69) アジア太平洋研究会『南太平洋の現実と国際協力』総合研究開発機構助成研究、1980年、9頁。

70) Greg Fry, "The Hawke Government's Nuclear-Free Pacific Proposal: Are the Critics right?," *Labor Forum*, Vol.6, no.3, 1984, p.2.

SPNFBZ条約成立によって、米国の当該地域における戦略的利益を害することになると予想される義務規定である。

また、これらの諸問題に対する島嶼国の立場についても、①から③の問題と④から⑥の問題にはそれぞれ共通項を見出すことが可能である。島嶼国の立場は、国毎に多様で決して一枚岩ではなかったが、①と②についてはコンセンサスがあり、③については寄港及び通過問題等を別にすると、基本的な点においては合意可能な問題であった。それに対して、④から⑥については、各国の事情やアンザス同盟への配慮など様々な背景によって、多様な主張が出されていた問題群であった。

このように、各問題の特性を考慮に入れると、豪州は条約妥結のために、フォーラム諸国間に存在する最小限の共通性を利用していると指摘できる。最小限の共通性とは、フォーラム諸国間で最低限コンセンサスがある要求（核実験禁止、放射性廃棄物の海洋投棄防止）とアンザス同盟を「最終的な防御壁」として考える認識を指す。豪州は、フォーラム諸国の最低限の要求を織り込んだ条約に合意する姿勢をとるが、一方でフォーラム諸国がアンザス同盟が崩壊した南太平洋を必ずしも望んでいなかった状況を利用し、米国の反発を回避する条約を作成することを可能にした。つまり、豪州は、アンザス同盟と両立可能な範囲内で、自国の要求と島嶼国が高い優先順位を置く問題とでずれが生じている問題については譲歩し、参加国の核心的要求を最低限盛り込むことで合意形成を目指そうとしたと捉えることができる。

他にも、豪州のSPNFBZイニシアチブが最終的に条約妥結に結びついた戦術的要因として以下の2点が挙げられる。第1に、既存の条約体制に依拠した初期提案を行ったことである。作業部会は、既存の国際条約に注目し、検討が重ねられたことから、その土台となる提案を事前に行ったことは、合意可能と思われる1つの目安を提示したと言える。

第2に、実質的な交渉開始以前に、最も対立的な問題について共通理解を構築したことである。1984年のSPF会議で採択された基本原則の中でも、特に、寄港などについて各国の主権的権利を確認したことは、多様な立場に立つフォーラム諸国間に合意を形成するにあたり、その作業を円滑に進行させた⁷¹⁾。

以上のように、SPNFBZ条約成立までの豪州の行動を分析すると、複合的な側面を有していたことが指摘できる。それは、既存の条約体制や同盟関係から飛躍しない現状維持的側面と地域的な利益を尊重する現状改革的側面である。

3.2 核軍縮に対する意義

核軍縮の観点から見た場合、豪州の行動はどのように位置づけられるかを以下では検討す

71) 作業部会議長のサドリヤー (David Sadleir) 氏への筆者のインタビューによる (2004年9月18日)。

る。豪州のアンザス同盟関係に配慮した行動は、米国の地域的利益やより安定的な核抑止を維持する側面だけでなくNPT体制及び南太平洋地域に貢献する側面も有している。SPNFZ条約は、その前文で、「地域的な軍備管理措置が、核軍備競争を逆行させるための世界的な努力に貢献し、その地域の各国の国家的安全保障及びすべての国家の共通の安全保障を促進しうることを信じ」、またNPTの重要性を再確認した上で、「特に第7条が、それぞれの領域において核兵器の完全な不存在を保証するため、国の集団に地域的条約を締結する権利を認めていることに注目」する。故に、非核地帯とNPT体制は相互補完関係にあり、SPNFZ条約はNPTにおける義務規定を地域的に再確認するだけではなく、強化することによってより強固なNPT体制を確立し、さらに核軍縮に向けた一助と位置づけることができる。特に次の2点は地域的なNPT体制強化の側面として指摘できる。

第1に、包括的な核実験の禁止によりPTBTを強化する点である。PTBTは、大気圏内、宇宙空間及び水中の核実験のみを禁止しており、1996年のCTBT締結まで地下核実験は禁止されなかった。地下核実験禁止を含む包括的な核実験の禁止という法規範を当該地域に創設することによって、核実験を当該地域から排除することを可能にさせる第1歩を切り開いた。SPNFZ条約は、当初から南太平洋におけるフランスの核実験を中止させることを重要課題として追求されており、豪州のイニシアチブもこの文脈に沿うものであった。作業部会においてもフランスが条約署名に反対することは明白だが、この条約によって圧力を掛けることが必要であることが確認されている。

第2に、法的拘束力を持った消極的安全保障を確保するという点である⁷²⁾。非核地帯創設において、核兵器国との関連で重要な点は消極的安全保障を非核兵器国に法的に付与することである。実際に、SPNFZ条約に付属する議定書2は、核兵器国が条約締約国に対して、「いかなる核爆発装置をも使用しないこと又は使用すると威嚇を行わないことを約束する」と規定している。NPTにおいて、消極的安全保障は明記されていないことから、SPNFZ条約は、非核兵器国自らそれを核兵器国に要求する行為として位置づけられる。

以上の検討から、条約形成過程全体における豪州の行動を核軍縮の観点から捉え直すと、米国の拡大抑止を自国の安全保障の観点から維持しつつも、南太平洋の非核化を通じて、非核兵器国の安全保障を強化し、核兵器国間の核の緊張関係を低減させる努力を地域的に行うものとまとめることができる。

72) 消極的安全保障については、黒沢満「積極的安全保障から消極的安全保障へ―核時代における非核兵器国の安全保障―」『神戸法学雑誌』第30巻第2号、1980年を参照。

おわりに

1985年8月6日、SPFはSPNFZ条約を採択し、条約は署名開放された。同日、豪州、クック諸島、フィジー、キリバス、ニュージーランド、ニウエ、西サモア（現サモア）、ツバルが署名した。この時、署名しなかったバヌアツは、ミクロネシアの米国領が条約適用範囲から除外されていること、核運搬システムの禁止が含まれていないこと等をその理由として説明した⁷³⁾。その後、1995年にバヌアツは条約に加入し、当時署名しなかったその他のフォーラム諸国も条約加入を果たしている⁷⁴⁾。一方、核兵器国の動向については、中国とソ連（現ロシア）が1988年までに議定書批准を済ませているが、英仏米は1996年まで署名しなかった⁷⁵⁾。

SPNFZ条約の成立は、ホーク政権にとって、核軍縮分野における重要な成果であった。豪州による非核地帯設立のためのイニシアチブは、自国の安全保障への考慮だけでなく、地域的な懸念の解消を含めていくことで最終的な条約妥結に結びついたと言える。この南太平洋における非核地帯設立の事例は、非核兵器国が核軍縮に間接的にコミットする方策を示すだけでなく、その牽引役となる国が果たすべき役割についても示唆を与えるだろう。

73) Hamel-Green, *op.cit.*, p.92. また、Ralph Premdas and Michael C. Howard, "Vanuatu's Foreign Policy: Contradictions and Constraints," *Australian Outlook*, vol.39 no.3, 1985, p.184も参考とした。

74) ナウル（1986年）、バプア・ニューギニア（1985年）、ソロモン諸島（1987年）、トンガ（1996年）。括弧内は署名した年であり、全ての国が批准している。

75) 英仏はそれぞれ1997年、1996年に批准しているが、米国は依然として署名のみで批准していない。